

三重県版バリアフリー観光推進事業 仕様書

1. 業務名

三重県版バリアフリー観光推進事業業務委託

2. 事業目的

本事業は、パーソナルバリアフリー基準ⁱ（※1）による三重県版バリアフリー観光が県全体に浸透するよう、同基準による宿泊施設等の調査と結果に基づくアドバイスを行うとともに、地域全体において「心のバリアフリー」の意識を向上させ、地域が一体となって受け入れる気運を醸成し、障がい者や高齢者、外国人でも安心して訪問できるバリアフリーの観光地づくりを推進することを目的とする。

3. 履行期間

契約の日から令和5年3月23日（木）まで

4. 業務内容

（1）「心のバリアフリー」認定支援

観光庁が令和2年12月に創設した「観光施設における心のバリアフリー認定制度ⁱⁱ（※2）」の認定施設数を増加させるための取組を以下の点に留意して実施すること。

- ・20施設以上の施設の認定申請をサポートすること。
- ・認定制度の説明会を3回以上実施し、計20施設以上を参加させること。
- ・認定施設であることを情報発信できる仕組みなど、施設の認定取得に向けたインセンティブとなる仕組みを企画し、実施又は調整を行うこと。

（2）バリアフリー観光調査&アドバイス（3施設以上）

- ・宿泊施設・観光施設・文化施設・体験施設等に対し、パーソナルバリアフリー基準による調査に加え、訪日外国人向け受入環境の状況を調査するとともに、バリアフリー環境をさらに整えていくうえでの改善点などを施設管理者にアドバイスすること。

（パーソナルバリアフリー基準による調査箇所）

駐車場、建物、入口、貸出備品・サービス対応、施設内エレベーター、車いす対応トイレ、施設内レストラン・食事会場・宴会場、大浴場、客室等、その他調査実施施設に応じた調査箇所

（訪日外国人向け受入環境調査の内容）

外国語を話せるスタッフの有無、外国語ウェブサイトの有無と言語の種類、キャッシュレス対応の状況（対応の有無と種類）、外貨両替の可否、外国語での案内表示の有無と言語の種類、Wi-Fiの有無（有料・無料）、レストランでの写真表示、外国語のメニュー、ハラール対応、菜食主義者対応の有無等

- ・調査施設は県ホームページ等を活用して公募し、県事務局と協議のうえ決定すること。

（過去に同様の調査・アドバイスを実施した施設は対象外とする）

- ・調査した施設の情報について、施設ごとに内容をまとめたものを日本語・英語でそれぞれ作成するとともに、三重県の観光情報やバリアフリー情報について訴求力のあるホーム

ページ等において日本語・英語で公表し、最新情報への更新を随時行うこと。

- ・調査した結果を施設にフィードバックするとともに、各施設に対し、調査したバリアフリー環境に関する情報を積極的に利用者に対し発信（自社のHPへの掲載や、各種検索サービス（Googleビジネスプロフィール等）の利用）するようアドバイスを行うこと。

5. 完了報告

業務完了後、遅延なく下記の書類を添えて完了報告を行い、検査を受けること。

- (1) 完了報告書 1部
- (2) 成果物又は状況写真 1式（実施状況など実績をまとめたもの）
- (3) その他必要と思われる資料 1式

6. その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県雇用経済部観光局観光政策課と協議しながら進めるものとする。
- (2) 委託期間内において、必要に応じて三重県雇用経済部観光局観光政策課との業務打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行こと。
- (4) 受託者が（3）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

※1 パーソナルバリアフリー基準

行けるところに行くのではなく、旅行者が行きたいところ、楽しみたいことを実現するために開発された基準。バリアを明らかにする調査と相談システムによって、あらゆる人々の旅の実現を目指す。

※2 観光施設における心のバリアフリー認定制度

観光施設のバリアフリー情報の提供を促進する仕組みの構築を目的に、観光庁が令和2年12月に「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設。本制度では、バリアフリーに関するソフト面の対応や情報発信に積極的に取り組んでいる観光施設を認定し、認定を受けた施設の名称及び所在地を観光庁のウェブサイトにおいて公表している。